

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

- 平成20年度第2回定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成20年度定期監査（工事監査）結果・・・・・・・・・・・・ 19
- 平成20年度指定管理者に対する監査結果・・・・・・・・・・・・ 36

監 査 公 表

静岡市監査公表第7号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を行った結果は、次のとおりである。

同条第9項の規定により、これを公表する。

平成21年 1 月30日

静岡市監査委員	海 野 洋
同	戸 谷 雄 一
同	田 形 清 信
同	片 平 博 文

記

監査の種別	定期監査
監査の対象	総務局市長公室及び総務部、保健福祉子ども局子ども青少年部及び保健衛生部、病院局、経済局商工部及び農林水産部、都市局都市計画部及び建築部、建設局道路部、消防防災局消防部、人事委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局 以上の部局から抽出した課
監査の方法	・予備監査（監査委員事務局職員による関係書類等の監査） ・本 監 査（監査委員による説明聴取、質疑）
監査の範囲	平成19年度及び平成20年度（4月1日から10月31日まで）における財務に関する事務、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行が適正かつ的確に行われているかについて対象課の事務を抽出して監査した。
監査の期間	平成20年11月21日から平成21年1月14日まで
監査の結果	対象とした各課の事務の執行については、おおむね適正に処理されているも

のと認められたが、一部改善・検討を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。また、監査対象課が既に措置を講じたものについては「措置済事項」として記載した。

なお、各部局の監査の結果については、後述のとおりである。

(注) 報告書は、次の扱いにより記載してある。

- (1) 金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨ててある。
- (2) 歳入予算に係る名称は、原則として節名で記載してある。

総務局 市長公室

1 監査対象課

広報課

2 監査結果

対象とした課の事務のうち、雑収(広告掲載料)の収入事務1件、市政PR広告(テレビ・新聞)業務、シティセールス用写真撮影業務委託、静岡暮らしの便利帳作成業務委託、市政施設見学バス借上業務、消耗品費、食糧費の支出事務7件のほか、時間外勤務処理事務及び備品管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

また、措置を要する事項として指摘し、監査対象課が既に措置を講じた事項は次のとおりである。

<措置済事項>

(1) 旅費の支給事務について

主催都市から斡旋のあった宿泊施設を利用していたが、斡旋額以上の定額の宿泊料を支給していたので、差額分を返納されたい。

(2) 備品購入について

約4万円の備品として扱うべきカメラレンズを消耗品費で購入し、備品登録をしていなかったので適正な事務執行をされたい。

【所管課が措置を講じた事項】

- (1) 指摘に基づき、支給された旅費の差額分について、返納金の事務処理を行った。
- (2) 指摘に基づき、備品台帳への登録を行うとともに、消耗品費からの支出を備品購入費からの支出に更正した。

3 業務改善実施事項

(1) 「暮らしの便利帳」の発行について

「暮らしの便利帳」については、従来、行政情報のみを掲載したものを、おおむね3年に1度、全戸配布してきたが、今回、行政情報に加えて観光情報や医療機関の情報など、市民に身近な生活情報を掲載した冊子に改めるとともに、民間企業に委託して、民間企業と市が共同で発行する形態を採用した。民間企業の選定にあたっては、静岡市広告審査会に諮るとともに、企画コンペ方式により実施した結果、過去の経費に比べ約420万円安くなり、掲載内容も充実したものとなる改善が図られていた。

(2) 区版広報の発行について

広報紙(静岡気分)は全市向けの情報発信を目的としており掲載内容も多く、地域に密着したきめ細かい情報提供が不足していたが、区ごとに区版広報を発行することで、従来は掲載できなかった身近な地域の情報提供を図ることができるような改善がなされていた。

4 意見・要望事項

(1) 効果的な報道について

新聞・テレビの市の報道については、市から資料の提供をするものや市が新聞の枠やスポットを購入して報道するものと、記者会見など報道機関が自らの取材をとおして報道するものがあるが、後者の取材によるものは内容も分かり易くインパクトもあるので、所管課として資料の提供に留まらず、日頃から報道機関との良好な関係を築き、市広報の充実への協力を求めるとともに、各課に対しても報道機関の活用方法等について研修等を行い、本市のPRやお知らせ、案内等が市民だけでなく、国内外に情報提供されるよう、報道機関への積極的な働きかけを要望する。

総務局 総務部

1 監査対象課

総務課、人事課、情報管理課

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、株式配当金、雑収等の収入事務3件、地区センター文書送受業務委託、自主研究グループ活動支援事業補助金、情報セキュリティ運用支援業務委託等の支出事務8件のほか、備品管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3 業務改善実施事項

(1) 指定管理者制度導入施設への年度評価の導入について（総務課）

指定管理者制度の導入施設について年度評価を実施し、その結果をホームページで公開するようにした結果、施設の適切な管理運営及び市民サービスの向上が図られていた。

(2) 情報セキュリティ業務実施手順（全庁共通版）の策定について（情報管理課）

情報セキュリティの実施手順については、業務の実情に合わせて策定する必要があるため、これまでは各課毎に策定していたが、内容が異なりレベルが一定にならない問題があったため、業務により異なるセキュリティ対策が必要なものを除き、「情報セキュリティ業務実施手順（全庁共通版）」を策定したことにより、セキュリティレベルを一定に保つことが可能となっていた。

4 意見・要望事項

(1) 内部統制機能を重視した組織機構について（総務課）

最近、本市においては、事務手続き上の誤りによる不祥事が多く発生している状況にある。この主な要因のひとつとしては、組織機構が非常に複雑かつ肥大化していることや定員管理計画の推進に伴い、市民との係わりの深い窓口部門等の各課における人手不足等による内部統制機能の低下があるものとする。

今後、単純なミス無くし、市民サービスのより一層の向上を図っていくためにも、市民の目線に立った分かりやすい組織機構とするよう検討されることを要望する。

(2) 定員管理計画について（人事課）

定員管理計画の推進は、行財政改革の最たるものであり、本市においてもこれまで大きな成果を上げてきたところである。しかし一方で、特に市民との係わりの深い窓口部門等の各課においては相当な負担増が生じ、単純なミスを誘発する一因となっているとする。

定員管理計画については、今後も継続していく必要があるものとするが、これまでのような各課一律的な減員ではなく組織機構の全体を見直す中で、「スクラップアンドビルド」の視点にたって計画を推進されるよう要望する。

保健福祉子ども局 子ども青少年部

1 監査対象課

青少年育成課、子ども青少年相談センター

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、雑収、児童福祉総務費負担金の収入事務2件、第21回静岡市青少年国際親善交流事業「中学生アメリカ・オマハ派遣」にともなう旅行業務委託、静岡市はばたく教室空調設備保守点検業務委託、使用料及び賃借料等の支出事務5件のほか、時間外勤務処理事務、備品管理事務、金券類等管理事務及び前渡資金管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、児童福祉総務費負担金において、納期を経過した収入未済額があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

3 業務改善実施事項

(1) 「成人の日」式典の参加案内状等の送付方法の変更について（青少年育成課）

「成人の日」式典の参加について、インターネット又はハガキによる事前申し込みにより、案内状及び入場券を送付していたが、自動返信メール発送機能を創設し、入場券発送に替え返信メールにしたこと等により人的労務の縮減及び郵送料の節減が図られていた。

(2) 相談実績入力システムの簡易化について（子ども青少年相談センター）

従来のシステムでは入力項目が多く作業に長時間を要し、また、特定の職員しか扱えなかったため、表計算ソフトを活用したことにより、業務量を削減するとともに入力ミスを減少させ、職務分担の平準化及び時間外勤務時間の縮減が図られていた。

4 意見・要望事項

(1) 青少年の地域社会への参加について（青少年育成課）

青少年の健全育成を図る上で、青少年が家庭や学校以外の場で主体的に自治会や町内会等の地域社会と関わり、地域社会の一員として参加することは重要なことであるが、青少年の生活が地域社会から離れつつあり、青少年の社会参加という面において大変危惧されるところである。

行政において、地域社会に対して積極的にアプローチし、その関係を密にして青少年の健全育成に果たす地域社会の役割について理解と協力を求めるとともに、児童生徒に対しては、地域社会が児童生徒の健全育成に果たす役割や社会参加活動の重要性について十分学校と協議を行い、地域社会への参加について学校行事の一つとなるよう理解を求めるなど次代を担う青少年の健全育成に努められたい。

保健福祉子ども局 保健衛生部

1 監査対象課

保健衛生総務課、動物指導センター、保健所保健予防課、保健所食品衛生課、保健所清

水支所

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、急病センター使用料、その他証明手数料、保健衛生総務手数料等の収入事務6件、急病センター使用料等徴収事務委託、外食料理栄養成分表示促進事業業務委託、定期結核健康診断業務委託、精神障害者医療費助成金支給事務、特殊勤務手当支給事務、旅費支給事務等の支出事務17件のほか、時間外勤務処理事務、備品管理事務及び金券類等管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

また、措置を要する事項として指摘し、監査対象課が既に措置を講じた事項は次のとおりである。

<措置済事項>

(1) 特殊勤務手当の支給事務について（保健所清水支所）

精神障害者医療保護業務の実施者に対し、規定の特殊勤務手当の支給がされていないものがあつたので、追給されたい。

【所管課が措置を講じた事項】

指摘に基づき、静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例により、該当する手当を支給した。

3 業務改善実施事項

(1) 初期救急医療体制の一元化について（保健衛生総務課）

毎夜間の初期救急医療体制については、静清合併後も引き続き1市2体制で運営してきたが、静岡市初期救急医療体制検討会を設けて静岡・清水医師会との協議を実施し、センター方式による一元化に向けた具体的なプラン・スケジュールを作成したことで今後の初期救急医療体制について具体的な方向性を示すことができる改善がなされていた。

(2) 成犬譲渡事業について（動物指導センター）

成犬譲渡事業は開始後4年を経過し、譲渡率も向上しているが、昨年度実施した譲渡後調査により健康状態等に問題のある犬が1割程度いることが判明したため、新たに自動血球計数器などを購入し、対象犬の健康状態を今まで以上に詳細に把握することで、より健康状態にリスクの少ない犬の譲渡が可能となる改善がなされていた。

4 意見・要望事項

(1) 本市の地域医療における共立蒲原病院の位置づけについて（保健衛生総務課）

本市は旧由比町との合併により、共立蒲原病院の経営上の経費負担について 2 市 1 町の構成団体のなかでも 56% と一番高くなった点を踏まえ、また当病院が庵原地区の地域医療の中心的役割を果たしていることから構成団体と連携・協力しながら当病院に対する支援・指導を実施するよう要望する。

(2) 動物指導センターの施設改修等について（動物指導センター）

現代社会におけるペットブームのなかで、飼い主にとってペット動物は家族同然という考え方もあることから、当施設を訪れる多数のペット飼い主に対して動物愛護の観点から、よりきめ細かなサービスが可能となる施設の改修について検討されるよう要望する。

(3) 新型インフルエンザ対策について（保健所保健予防課）

新型インフルエンザ対策については、国、県が中心となって対応が進められるようであるが、市民の生命に直接関わることなので、市民への情報提供とともに市としてどのような対応ができるか、またしていくべきか等、十分な検討をされるよう要望する。

(4) 食品衛生監視員の確保について（保健所食品衛生課）

最近、毒物が混入した食品など生命を脅かす危険な問題が多発している中、本市においては、食の安全性を監視、指導等をする食品衛生監視員が不足しているようであるので、市民の食の安全のため、人員確保について人事当局と協議するなど早急に解決策を図るよう要望する。

病 院 局

1 監査対象課

病院経営課、静岡看護専門学校

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、看護専門学校使用料、看護専門学校手数料の収入事務 2 件、静岡市職員採用選考試験（看護師適性検査）業務委託、静岡看護専門学校清掃業務委託、空調設備保守点検業務委託等の支出事務 7 件のほか、備品管理事務及び金券類等管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、看護専門学校使用料において、納期を経過した収入未済額があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

3 業務改善実施事項

(1) 病院職員（看護職員）採用選考試験について（病院経営課）

社会的な問題となっている医師・看護師不足への対応策として、看護職員（看護師・助産師）採用選考試験における受験資格である年齢条件を、従来の44歳以下を59歳以下に緩和するなどの見直しが図られていた。

(2) 学生の確保について（静岡看護専門学校）

近年、少子化や高学歴化が進む中で学生の確保に苦慮している状況にあるため、これまで毎年7月に実施していた学校説明会に加え8月にも学校見学会を実施したことにより、前年度78人だった説明会への参加者が本年度は、説明会及び見学会を合わせて136人の参加者があるなど、学校のPRを積極的に行うとともに学生確保対策を図っていた。

4 意見・要望事項

(1) 効率的な病院運営について（病院経営課）

平成15年4月の旧静岡・清水の合併から6年が経過しようとしているが、長年の経緯もあり静岡・清水両病院間における事務処理には、依然として数多くの相違点が見受けられるので、事務処理の効率性及び透明性の観点から事務処理の統一化を積極的に進めるなど、病院経営課の主要な役割である総合調整機能を果たすべく、今後の病院経営に努められたい。

(2) 共立蒲原総合病院について（病院経営課）

旧由比町、旧富士川町の合併により共立蒲原総合病院については、今後、主として本市と富士市により運営されていくことになるが、管理者は富士市長となるものの、病院経営上の負担金・補助金等の本市の負担割合は56%となったことから、これまで以上に関心を持って臨んでいかなければならないと考える。当病院の運営は、医師不足などの影響から病床数の減少や一部病棟の閉鎖など大変厳しい状況にあることから、今後とも関係機関及び関係部署との連携強化により、蒲原及び由比地区における地域医療の拠点として病院機能を維持するために、より一層の援助及び指導に努められるよう要望する。

(3) 看護専門学校の運営について（静岡看護専門学校）

静岡、清水の両看護専門学校の運営において、各種契約、物品の購入、生徒の募集など両校で共通するものについては極力まとめて対応するなど、効果的で効率的な学校運営に努められたい。

経済局 商工部

1 監査対象課

産業政策課、地域産業課、中央卸売市場、経済事務所

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、商工総務使用料、工業振興使用料、土地改良使用料等の収入事務5件、シティセールス用情報誌作成業務委託、「静岡の特産品東京展示会事業」企画運營業務委託、自家用電気工作物保守管理業務委託、林道井川雨畑線・勘行峰線パトロール業務委託等の支出事務17件のほか、金券類等管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、施設使用料、電気・水道料等納付金、雑収において、納期を経過した収入未済額があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

また、次に述べる事項については、適切な措置を講じられたい。

<指摘事項>

(1) 施設修繕について（中央卸売市場）

水産棟の施設修繕において、100万円未満の修繕として分割し事業決裁、契約書の作成等を省略しているものがあったが、施設修繕の実施に当たっては、計画的な修繕計画の下に競争原理が働く契約方法により行い、事務の効率化、経費の節減に努めるよう適正な事務執行をされたい。

(2) 納期を経過した収入未済額に対する督促について（中央卸売市場）

施設使用料収入及び電気・水道等納付金において、納期を経過した収入未済額に対し、静岡市税外収入に係る督促等に関する条例第2条第1項及び地方自治法施行令第71条に規定する督促を行っていなかったため、適切な事務処理をされたい。

(3) 農道施設修繕について（経済事務所）

同一期間、同一場所、同一業者1者による見積での分割発注が見受けられたが、これらは合計すると50万円を超える見積金額となり3者程度からの見積徴取が必要となる。施設修繕の実施に当たっては、計画的な修繕計画の下に競争原理が働く方法により行い、事務の効率化、経費の節減に努めるよう適正な事務執行をされたい。

3 業務改善実施事項

(1) 市場南門門扉等修繕について（中央卸売市場）

市場南側出入口である南門の門扉の腐食、レール部分の基礎のひび割れ等が発生していたため、修繕を行うとともに軽量で腐食しにくいアルミ製の門扉及びステンレス製のレールに取り換えた結果、開閉作業の円滑化及び通過する車両の安全が確保されていた。また、併せて排水設備が整備されたことにより南門一帯の排水環境が改善されていた。

4 意見・要望事項

(1) 中山間地域のビジネス振興について（産業政策課）

他県においては既に、地場産品を活用した新たな特産品を開発し、地域の基幹産業にまで成長した事例も報告されている。

市域の多くを占める中山間地域の振興対策は、本市においても早急に対応が望まれる重要なものであるので、地元住民との十分な協議により、地元の活力を活かし、行政と一体となって静岡の中山間地域ならではの特産品の開発等を研究するなど、新たなビジネスの創造に対し支援されることを要望する。

(2) 「ホビーのまち静岡」の推進について（地域産業課）

「ホビー」については、多くの人々が関心を持っているところであるが、「ホビーのまち静岡」としての対外的認知度の点では、今以上にPRをする必要があると考える。

「人の集まるまちづくり」の下に本市では、大道芸ワールドカップをはじめ数多くのイベントが開催され、国内外から多くの人々が訪れている。

「ホビーのまち静岡」を確固たるものとするために、毎年ツインメッセで開催されている「ホビーショー」以外にも、利便性の高い中心市街地においてホビー関連のイベントを開催することで、更に多くの集客が見込めるほか、地元経済、地域振興に大きな効果が期待できるものと思われるので、新たな視点と斬新な発想による事業展開をされるよう要望する。

経済局 農林水産部

1 監査対象課

農林総務課、農業振興課

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、林業総務使用料、農林振興手数料等の収入事務5件、竜爪山・市民の森整備計画に伴う自然環境実態調査業務委託、第3回小学生闘茶キング選手権大会業務委託、駿府本山お茶まつり補助金等の支出事務8件のほか、備品管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、林業総務使用料、土地貸付収入において、納期を経過した収入未済額があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

また、次に述べる事項については、適切な措置を講じられたい。

<指摘事項>

(1) 土地貸付収入について（農林総務課）

賃貸借契約に基づく貸付料が、納期までに納付されなかったにも係わらず、地方自治法施行令第171条に規定する督促の手続きが行われていなかったため、適切な事務処

理をされたい。

3 業務改善実施事項

(1) 山伏ヤナギラン再生事業について（農林総務課）

静岡市の観光スポットである山伏山頂のヤナギランが、ササの被圧やシカの食害により絶滅の危機にあったため、ササ刈りとシカの食害防止用の防護柵の設置を行った結果、前年度10株程度の開花が本年度は671株の開花とその数倍の萌芽した株の確認ができるなど、貴重な高山植物の保護に努めていた。

(2) 認定農業者支援事業について（農業振興課）

地域農業の担い手である認定農業者の就農環境強化のため、農作業の省力化や先端的農業技術導入等に対応する支援体制を強化した結果、担い手の永続的な農業経営意欲を喚起させ農業の近代化及び省力化等の技術発展に対応できる制度へと改善が図られていた。

4 意見・要望事項

(1) 農林水産業の振興策について（農林水産部）

農林水産業は、従事者の高齢化、後継者不足等厳しい環境にあるが、政令指定都市移行後4年を経過しようとしている中で、本市農林水産業の発展には、本市の特性である広大な山間地と駿河湾を活かした振興策が不可欠であると考えます。

農林水産業の重要性と社会の要求に応えるべく、今後の本市農林水産業の発展のために、部内各課、関係機関、関係部署との連携を図り、新たな視点と意欲をもって静岡らしい特色ある事業展開をされるよう要望する。

(2) 農業後継者育成について（農業振興課）

農業従事者の高齢化、後継者不足等、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある一方で、「食の安全・安心」と「食の自給率の向上」が求められている状況のなか、後継者の育成・確保は、今後の本市の農業に大きな影響を与える重要な問題であり早急な対応が求められている。

農業収入が増えることで農業経営の安定化、就農者の増加が見込まれるものと考えるので、今後、関係機関、関係部署との連携を図り、新規就農者が参入し易い環境整備に向けた新たな施策を検討・展開されるよう要望する。

都市局 都市計画部

1 監査対象課

都市計画課、街路課、公園計画課、公園整備課、都市計画事務所

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、街路築造使用料、土地貸付収入、土地売払収入等の収入事務7件、土地管理業務委託、丸子池田線丸子工区開通式典会場設営業務委託、都心地区まちづくり計画(計画編)検討調査業務委託、旅費支給事務等の支出事務13件のほか、時間外勤務処理事務、備品管理事務及び金券類等管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、次に述べる事項については、適切な措置を講じられたい。

<指摘事項>

(1) 普通財産(土地)の貸付について(街路課)

1ヶ月未満の短期土地貸付では、消費税が課税扱いとなるが、非課税としていたので、適切な措置を講じられたい。

(2) 土地管理業務委託について(街路課)

除草作業の1㎡当りの単価契約において、予定価格書の積算額(A)に記載誤りがあった。また、予定価格(B)についても計算誤りがみられたので、契約事務について適切な措置を講じられたい。

3 業務改善実施事項

(1) 大規模建築物等の行為の制限について(都市計画課)

景観形成に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物は、届出制度により規制誘導を行ってきたが、景観の観点から重要な要素である色彩の明確な基準がないことから、景観協議での申請者への助言・指導に限界があったが、景観条例の改正及び景観計画策定を行い、景観形成基準を定め、色彩についても国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用し、大規模な建築物等の色彩の基準を数値化することにより、届出時の助言・指導が円滑になり良好な街並み形成の推進が図られていた。

4 意見・要望事項

(1) 都市計画道路・丸子池田線の工事の推進について(街路課)

駿河区の主要道路である南幹線は、昼夜を問わず交通量が多く、また、朝夕には慢性的に激しい交通渋滞を起こしている。そうした状況の中で、丸子池田線の八幡地区の開通はその問題の解消に大きな効果があると思われるので、早期開通に向けて精力的に事業の推進を図られるよう要望する。

(2) 街路樹の維持管理について(公園整備課)

街路樹は街並みの景観上、その街の雰囲気やイメージを醸し出す重要な要素となるので、街路樹の維持管理を担当する立場から、他課の事業にて樹木を選定する際にも

当該課に対して、本市のイメージアップとなるような働きかけをされるよう要望する。

都市局 建築部

1 監査対象課

建築総務課、建築指導課、公共建築課

2 監査結果

対象とした各課が所管する事務のうち、建築指導手数料、雑収の収入事務2件、特定優良賃貸住宅供給促進補助金、公共建築物計画保全支援システム業務委託、わが家の専門家診断事業業務委託、旅費支給事務等の支出事務12件のほか、時間外勤務処理事務、備品管理事務及び金券類等管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3 意見・要望事項

(1) 技術職員の資格取得について (建築総務課)

日進月歩する技術革新に対応し、高度な技術力を適切に発揮していくため、建築分野では、一級建築士などの資格を取得することが有意義と考えられるので、技術研修の充実を図るなど職員が資格を取得しやすい環境を整備されるよう努められたい。

(2) 耐震対策事業の推進について (建築指導課)

震災による家屋の倒壊等から人命を守るため、一般家屋の耐震化が重要であり、その為の耐震診断の実施と家屋の補修・補強が行われることが必要になるが、耐震診断に強制力はないので、実施率を100%に近づけるためにも、市が保有する情報を最大限に活用した相談・指導方法等を検討し、その実施率の向上を図るよう要望する。

建設局 道路部

1 監査対象課

道路整備第1課、道路整備第2課、道路整備第3課

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、雑収の収入事務1件、(主)南アルプス公園線(西山沢)災害復旧事業に伴う迂回路道路警備業務委託、(国)150号事業用地管理業務委託、清水駅前外7地下道清掃業務委託、需用費、使用料及び賃借料等の支出事務14件のほか、備

品管理事務、金券類等管理事務及び前渡資金管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

また、次に述べる事項については、適切な措置を講じられたい。

<指摘事項>

(1) 東静岡駅南北自由通路清掃業務について（道路整備第1課）

当該業務は、平成20年2月7日付け19静財契第2106号で契約課長が通知した「平成20年度長期継続契約に該当する契約一覧表」の当該業務であるが、長期継続契約として市が定める所定の契約事務手続きが執られていなかった。

また、当該業務は、建築物清掃業務に該当し競争入札とすべきところ、随意契約により契約締結していたので、厳重に注意し適正に処理されたい。

(2) 丸子池田線（金属団地入口交差点）外1信号機移設工事について（道路整備第2課）

元請負人が同一工事に係る入札の参加者を下請負人にする場合、市長が特別の必要があると認めた決裁が必要となるが、作成されていなかったため適正に処理されたい。

3 業務改善実施事項

(1) 国道150号駐車場（高松）におけるゴミ放置対策について（道路整備第2課）

看板等を設置し注意喚起を促してもゴミ放置が繰り返される状況であったため、道路サポーターである地元ボランティア組織と協力して駐車場横に花壇を設置することにより、ゴミ捨てるの抑制を図るとともに環境美化に努め、駐車場利用者からも好評を得ていた。

4 意見・要望事項

(1) 道路修繕への対応について（道路部）

日々、市民から多数の要請がある道路修繕業務は、市役所を一番身近に感じられる行政サービスの最たるものである。道路管理者は、道路法第42条により「道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないよう努めなければならない」とされているが、道路パトロール等では発見しにくい補修が必要な箇所については、市民からの情報提供によるものが多いと思われるので、迅速かつ丁寧な対応に努め、市民サービスの向上と市役所のイメージアップがより一層図られるよう要望する。

消防防災局 消防部

1 監査対象課

消防総務課、警防課、救急課、予防課、査察課、指令課、航空課

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、常備消防使用料、保険金収入、雑収の収入事務3件、旅費、需用費（消耗品費）、役務費、備品購入費、静岡市消防航空隊運用開始式典会場設営業務委託、救急医療ごみ処理業務委託、火災調査報告書マイクロフィルム化事業業務委託、消防用設備台帳マイクロフィルム化及び電子ファイル化事業委託、無線設備保守業務委託、静岡市清水消防団第10分団仮設小型動力ポンプ積載車置場借上業務、静岡県消防協会賞じゅつ金等負担金、静岡市幼少年女性防火委員会補助金等支出事務24件のほか、時間外勤務処理事務、備品管理事務、金券類等管理事務及び前渡資金管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、雑収において、納期を経過した収入未済額があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

また、次に述べる事項については、適切な措置を講じられたい。

<指摘事項>

(1) 平成20年度火災調査報告書マイクロフィルム化委託業務について（予防課）

事業決裁の積算金額及び予定価格書の予定価格の範囲内で契約締結していたが、予定価格書の積算額等の記載方法に一部誤りが見受けられたので、厳重に注意されたい。

なお、措置を要する事項として指摘し、監査対象課が既に措置を講じた事項は次のとおりである。

<措置済事項>

(1) 時間外勤務処理事務について（査察課）

時間外勤務記録簿の勤務時間数に記載漏れがあったので、勤務時間数を記載するとともに適正な時間外勤務手当を支給されたい。

【所管課が講じた措置の内容】

指摘に基づき、当該時間外勤務処理事務を見直し、時間外勤務手当の追給を行った。

3 業務改善実施事項

(1) 合併に伴う由比・蒲原地区の消防体制の確立について（消防総務課）

合併による庵原地区消防組合の解散に伴い、由比・蒲原地区における消防力を維持するため組織体制の確立の必要があったことから、湾岸消防署庵原分署を新たに配置し、総勢40人体制で組織体制等を整備するとともに、同地区への出動体制が従前より

充実し、多数の部隊による災害対応が可能となり、住民に安全・安心の消防行政サービスの提供が図られていた。

(2) 特別高度救助隊の発隊について（警防課）

平成18年4月の「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行に伴い新たに高度探査装置等の資機材を整備したことにより、特殊災害ほか多様な災害に対応が可能となり救助能力の強化が図られていた。

(3) 救急車適正利用啓発PRについて（救急課）

救急車の適正利用の啓発については、ポスターや広報誌、講習会での広報により実施していたが、広報課と協力して救急車適正利用啓発映像を制作し、広報用ビデオや市庁舎ロビーでの放映を行い、10月末における前年対比で出動件数、約2%（411件）、搬送人員約3%（610人）の減少が図られていた。

(4) 既存住宅に係る住宅用火災警報器の設置推進事業（予防課）

消防法の改正による住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、設置推進及び不適正販売の注意喚起が必要であるため、市内の約28万世帯へパンフレット配布や新聞、広報誌等の各媒体を利用して周知徹底の強化が図られていた。

(5) 小規模雑居ビル、カラオケボックス等に対する防火安全対策の推進について

（査察課）

小規模雑居ビル、カラオケボックス等の防火対象物関係者への防火講習会の開催及び消防用設備等未設置違反對象物に対する追跡調査を実施したことにより、防火対象物関係者の防火安全意識の高揚及び消防法令違反の改善が図られていた。

(6) 認知症高齢者グループホーム等に対する防火安全対策の推進について（査察課）

平成21年4月に認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設に対する改正消防法令が施行されるため、各種研修会等へ職員を積極的に参加させるとともに改正消防法令に抵触する防火対象物関係者に対して講習会等を実施したことにより、職員の知識の向上及び防火安全対策の推進が図られていた。

4 意見・要望事項

(1) 耐震性消防水利の整備について（警防課）

東海地震等大規模災害時に市民の生命と財産を守るために、消火用水の確保は何よりもまして重要であることから、耐震性消防水利の整備に当たっては、計画的な整備とともに未充足区域を少しでも早期に解消されるよう要望する。

(2) AED（自動体外式除細動器）救命講習の普及啓発について（救急課）

AED（自動体外式除細動器）（以下「AED」という。）は、市役所、学校、駅などの公共施設に広く設置され、万一の事態が発生した際にはその場に居合わせた人が自由に使えるようになっている。救急車の到着以前にAEDを使用した場合には、救急隊員や医師が駆けつけてからAEDを使用するよりも救命率が数倍も高いことが明らかになって

おり、市民がAEDに関する知識を有することが非常に重要とされている。

また、AEDは、平常時だけでなく、今後発生が想定される東海地震をはじめとする大規模災害等においても、人命の救助に大いに役立つことから、一人でも多くの市民に救命講習を受講していただく必要があるが、そのためにはまずは市民に対する市の姿勢として市職員全員が率先して救命講習を受講するよう要望する。

人事委員会事務局

1 監査対象課

任用課、審査給与課

2 監査結果

対象とした各課の事務のうち、職員採用試験システム保守管理業務委託、職員採用試験小論文採点業務委託等の支出事務5件のほか、備品管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3 業務改善実施事項

(1) 職員採用試験における試験結果の開示について（任用課）

職員採用試験の不合格者が順位、総合得点等の成績を知るためには来庁し開示請求する必要があったが、第1次試験不合格者に対しては郵便による開示請求、第2次試験不合格者に対しては不合格通知に掲載する方法に変更した結果、受験者の利便性向上が図られたとともに採用試験における説明責任を果たすことができるように改善されていた。

(2) 職種別民間給与実態調査における説明資料の充実について（審査給与課）

職種別民間給与実態調査においては、人事院が作成した説明資料を使用しているが、より丁寧で分かりやすくて的確な調査を行うため、従来の資料に加え調査の趣旨、内容について分かりやすい説明資料を独自に作成し、よりの確な調査が行われていた。

4 意見・要望事項

(1) 募集活動の充実について（任用課）

都市の発展に国際化の進展は欠くことができない大きな要素となっているが、特に本市においては、静岡空港の開港を間近に控え、これまで以上に国際化の進展に力を入れていく必要があると考えるので、「内部から国際化の芽を育て、国際化の機運を高めていく」という観点から、幅広い人材の確保のため、職員採用試験受験者の募集活動においては、これまで以上にPR活動の充実を図られるよう要望する。

監査委員事務局

1 監査対象課

監査委員事務局

2 監査結果

対象とした課の事務のうち、工事技術調査業務委託等の支出事務2件のほか、備品管理事務及び前渡資金管理事務を抽出監査した結果、適正に執行されているものと認められた。

3 業務改善実施事項

(1) 工事監査の充実について

専門的な知識を必要とすることから外部委託により実施している工事監査において、監査対象工事の増及び牽制機能の強化のため、平成20年度より派遣技術士を1人増員して実施したことにより、工事監査の充実が図られていた。

農業委員会事務局

1 監査対象課

農業委員会事務局

2 監査結果

対象とした課の事務のうち、農業委員会費委託金、農業委員会費受託事業収入の収入事務2件、農業委員会先進地視察研修に係るバス借上げ業務、旅費支給事務等の支出事務4件のほか、備品管理事務を抽出監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3 業務改善実施事項

(1) 農地法の申請等手続き書類のホームページ掲載について

従来、窓口のみで提供していた農地法の各種申請等手続きに要する書類を市ホームページに掲載したことにより、必要なときに書類を取得することができるようになり、市民の利便性の向上が図られていた。

4 意見・要望事項

(1) 遊休農地の解消と違反転用の防止について

平成17年度より、農業委員と共に山間地を除く優良農地及び土地改良事業完了区域を対象にパトロールを行い、遊休農地の解消等に努めているが、今後も引き続きパトロールの強化、農家の適切な指導等を行い遊休農地の解消に努められたい。また、違反転用等については厳正に対応されるよう併せて要望する。

静岡市監査公表第8号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を行った結果は、次のとおりである。

同条第9項の規定により、これを公表する。

平成21年 1 月30日

静岡市監査委員	海 野 洋
同	戸 谷 雄 一
同	田 形 清 信
同	片 平 博 文

記

監査の種別	定期監査（工事監査）
監査の対象	経 済 局 農林水産部 農地整備課 都 市 局 都市計画部 公園整備課 建 築 部 公共建築課、設備課 建 設 局 土 木 部 河川課 道 路 部 道路保全課、道路整備第1課、道路整備第3課 上下水道局 水 道 部 水道建設課 下 水 道 部 下水道建設課
監査の方法	施工中の建設工事から別表13件（29工事）を抽出し、提出を求めた設計図書等に基づき、関係職員から説明の聴取、現場での工事施工調査等を行った。監査は、設計施工及び監理業務について適正かつ効率的な執行の適否を調査観点として実施した。 なお、実施にあたっては、技術士で構成される社団法人大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託契約に基づき執行した。
監査の範囲	平成20年度において、施工中の建設工事のうち監査委員が指定したもの。
監査の期間	平成20年11月11日から平成20年11月13日まで

監査の結果 各工事を監査した結果は、おおむね適正に実施されているものと認められた。

技術士の総合所見では、総括的におおむね良好であるとの判断であったが、この中で市民ニーズの反映、設計、仕様、積算、契約、施工管理、品質管理及び現場施工状況等について、改善、留意が望まれる主な事項は、次のとおりである。

なお、その他軽易な事項を含め関係課に通知したので、各監督員においては、十分検討及び改善を実施し、安全かつ確実な施工の確保に努めるとともに、今後、建設事業の施工・管理等の向上に資するため、各建設工事において反映されたい。

1 建築工事（5件20工事）

(1) 設計、仕様書等に関する事項

ア シックハウス対策について（（仮称）美和地区複合施設建築工事）

VOC（揮発性有機化合物、シックハウスの原因物質）測定時期が寒期になる場合には、測定値に厚生労働省の規定する方法で、温度・湿度補正を加えてから合否の判断をされたい。

イ メンテナンスにおける安全対策について（（仮称）美和地区複合施設建築工事）

屋根や樋のメンテナンス時における安全装置が計画されていなかったため、点検にあたる作業員が安全であるような施設を設けておくようにされたい。

ウ 結露対策について（大河内生涯学習交流館建築工事、空調工事）

冷暖房時の使用エネルギー削減のため、外壁には断熱材としてウレタン吹付け天井裏にグラスウールを採用していたが、天井面での断熱は、天井面に取り付ける照明器具、空調機などが室内との温度差と湿度によって結露する心配があるので運用面で対策を講じられたい。

エ 配管、機器の設計について（（仮称）美和地区複合施設衛生工事）

配管や機器の設計においては、更新を容易に行うことができるかどうかという観点も勘案して行われたい。

オ 伸縮調整目地について（（仮称）治水資料館建築工事）

壁タイルの伸縮調整目地は、効果が発揮されるようカッター目地を

入れるなど検討されたい。

(2) 契約、保険等に関する事項

ア 設計変更について（(仮称) 美和地区複合施設建築工事）

設計変更が生じた場合の変更契約金額の算出方法について、紛争を防止するためにも特記仕様書の中に項目を設けるなどの検討をされたい。

(3) 施工管理に関する事項

ア 実施工程表について（(仮称) 美和地区複合施設建築工事、衛生工事、(仮称) 治水資料館建築工事、電気工事、衛生工事、空調工事、大河内生涯学習交流館建築工事）

実施工程表は、ネットワーク手法で作成、クリティカルパスを表示させ、それに準拠し監理されたい。

イ 現場の巡視について（建築工事共通）

現場の巡視は工事の進捗度に合わせ巡視回数を増やすようにされたい。

ウ 施工計画書について（大河内生涯学習交流館建築工事、(仮称) 治水資料館建築工事、電気工事、衛生工事、空調工事、合併処理施設工事、昇降機工事）

提出された施工計画書が1次下請業者に作成させたものであり、元請業者としての品質管理に対する姿勢や考え方の記載がなかったため、施工計画書の内容の充実に努められたい。

また、いかなる工事においても用地の地形等特有な条件は存在するため、施工計画書の承諾にあたっては、検討すべき事項が適切に検討され、対策が立案されているかを確認し、必要があれば元請業者に的確な指示を与え指導するようにされたい。

エ マニフェストについて（大河内生涯学習交流館建築工事）

マニフェストに最終処分地の工事写真が添付されていなかったの

で、元請業者に直接確認させ工事写真を残しておくよう指導されたい。

オ 技能士の適用について（(仮称) 美和地区複合施設建築工事、清水駅西口自転車等駐車場（A棟）建築工事）

平成20年度設計の工事から技能士を適用する方針となっているが、技能士は優れた技術を持つ作業員であるため、「技能士 適用」と特記

することを検討されたい。

また、技能士の本人確認は直接本人に確認することが大切であるので、施工計画書と資格証の確認だけでなく、適時、現場において抜き打ちで本人と資格証を直接確認するようにされたい。

カ 工程表について（上土保育園耐震補強工事、清水駅西口自転車等駐車場（A棟）建築工事）

ネットワーク工程表が作成され、施工図の承認時期が記入されていたが、作成者の押印が漏れていたため指導されたい。

また、施工図の遅れは作業員を動員して回復することができないため、予定日に必ず提出がなされるよう指導されたい。

(4) 現場施工状況に関する事項

ア キュービクルのアンカーボルトについて（（仮称）美和地区複合施設電気工事）

キュービクルのアンカーボルトが後付けとなっていたが、引き抜き防止のために無収縮コンクリートで充填されたい。

イ 鉄筋工事の配筋検査について（大河内生涯学習交流館建築工事、清水駅西口自転車等駐車場（A棟）建築工事）

鉄筋工事の配筋検査について、検査時の工事写真はあったものの配筋検査記録表が作成されていなかった。検査記録表と工事写真は一体のものであるため、たとえ小規模であっても作成されたい。

ウ 基礎型枠について（大河内生涯学習交流館建築工事、清水駅西口自転車等駐車場（A棟）建築工事）

基礎型枠にラス型枠を採用していたが、この型枠工法は、コンクリート打設時のバイブレーターをかける際に締め固めに問題が生じやすいため、今後の採用について検討されたい。

エ 安全衛生管理について（大河内生涯学習交流館建築工事、上土保育園耐震補強工事）

安全衛生協議会は月に1度、新規入場者教育はその都度開催されていたが、安全衛生協議会の議事録の内容が乏しく、新規入場者教育の記録用紙はあるものの記入されているものがなかったため、内容の充実を図るよう指導されたい。

また、安全衛生パトロールの記録についても、統括安全衛生責任者

が現場を巡回して不具合箇所を指摘し、担当者による不具合箇所の是正及び確認を行うまでの記録を作成させるよう指導されたい。

オ 便所の改修工事について（上土保育園耐震補強工事）

既存部分に一部不具合があったため、この機会に補修を行われたい。

カ 土工事について（清水駅西口自転車等駐車場（A棟）建築工事）

土壌汚染は地下水の流動によっても生ずることがあるため、汚染履歴がない場合でも汚染度調査を実施し、安全性を確認したうえで掘削土の場外搬出を行われたい。

また、掘削時の湧水をノッチタンクを經由して排水路に流していたが、建設現場の雑排水は強アルカリ性になることが多いため、PHを確認し、排水路の排水基準を調査した後に排水するよう指導されたい。

キ 鉄筋工事について（清水駅西口自転車等駐車場（A棟）建築工事）

デッキプレートを採用した合成スラブには、床にひび割れが生じることが多いため、ひび割れ防止筋を入れるようにされたい。また、ひび割れ対策については設計の段階で検討されたい。

ク コンクリート工事について（清水駅西口自転車等駐車場（A棟）建築工事）

高炉セメントを使用する際は被り厚さを増すよう指示されたい。

また、床スラブの厚さ精度はたわみに大きく影響するので、これから打設される床スラブについては厚さ精度を上げる必要性からも施工計画書に管理方法を記載させるよう指導されたい。

ケ 鉄骨工事について（清水駅西口自転車等駐車場（A棟）建築工事）

屋上床スラブとパラペットとの取り合いで、アンカー筋の納まりが解決されていないので検討されたい。

コ 山留と掘削の計画について（（仮称）治水資料館合併処理施設工事）

掘削深さが約4mもある山留を要する工事であったが、施工計画書において簡易鋼矢板とされており、山留と掘削の計画が十分に検討されていないので、適切に立案させるよう元請業者の指導をされたい。

2 土木工事（8件9工事）

(1) 設計、仕様書等に関する事項

ア 軽量矢板の計算について（静岡処理区高部地区下水道築造その2工事）

軽量矢板の計算は、発注後の現地での土質や状況から計算値が適切かは、施工者には自ら施行する山留の構造計算（断面係数が異なる）を確認するよう指導されたい。

イ 側溝の側壁補強について（西高町桜が丘町線道路改良工事）

片壁側溝厚寸法及び既設側溝壁との付着を確保する接着工の根拠を明確にされたい。

ウ 公共工事コスト縮減策について（登呂遺跡再整備工事、油山処理区管路施設その1工事、葵区東配水管布設替工事）

公共工事コスト縮減策について、設計段階でのコスト縮減を検討するとともに、ライフサイクルコストや社会的コストの重要性も認識されたい。また、公共施設の維持管理と作業をし易くすることによって維持管理費を削減する「アセット・マネジメント」についても検討されたい。

(2) 契約、保険等に関する事項

ア 工事保険の加入状況の点検について（土木工事共通）

静岡市建設工事請負契約約款第49条において、請負者は工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に付すことと定められているが、工期を保険期間とした場合、工事完了から14日以内に行う工事検査までの間については保険期間外となるおそれがある。したがって工期に加えて14日の期間を加えた保険期間であるかどうかについても確認するように入れたい。

イ 仲裁合意書について（土木工事共通）

静岡市建設工事請負契約約款第52条において、静岡県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によって紛争を解決できる見込みがないと認めるときは、仲裁合意書に基づき審査会の仲裁に付す条項が定められているので、契約締結時にあらかじめ仲裁合意書も締結するよう検討されたい。

ウ 前払金について（土木工事共通）

静岡市建設工事請負契約約款第36条において、前払金の用途は規定されているので、監督員はその確認方法を検討するとともに、工事全体を通してその用途を把握するように入れたい。

(3) 施工管理に関する事項

ア 安全管理について（本通二丁目紺屋町2号線電線共同溝設置工事、静岡処理区高部地区下水道築造その2工事）

安全管理について労働安全衛生法の理解を深められたい。また、事故は労働安全衛生法をはじめとした法令違反で発生することが多く、

法令遵守を明記していないことで問題が発生することが有り得る。そのため、施工計画書の安全管理項目に「工事標準仕様書、労働安全衛生法、令、規則を遵守して施工する」と記載させるように指導されたい。

イ 廃棄物の処理について（静清処理区高部地区下水道築造その2工事）

工事写真において、廃棄物処理法に触れると思われるものが見受けられたので、建設副産物適正処理推進要綱による書類提出時には、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理と運搬許可条件の確認を行った上でマニフェスト（産業廃棄物管理票）の整理を行うとともに、請負業者の指導をされたい。

ウ 出来高数値の把握について（西高町桜が丘町線道路改良工事）

出来高数値は、請負業者数値と設計金額算出用の構成比率が違うため、出来高数値に差異が発生するので、監督員として、出来高数値の差異を確認する方法を検討されたい。

エ 設計変更への対応について（（国）362号（大原工区）道路改良工事（（仮称）大原第1トンネル））

トンネル積算は、掘削パターンのサイクルタイムにより算出されるため、サイクルタイムをエクセルで作成していたが、パターン別の対応数値を分かりやすく整理しておくようにされたい。

オ 下請負業者の主任技術者等の把握について（西高町桜が丘町線道路改良工事）

500万円以上の工事については、主任技術者等（専任・非専任）を配置する必要がある。施工体系図は提出され、整備・保管されていたが、下請業者の主任技術者等（専任・非専任）の確認ができない下請業者があったので指導をされたい。

カ 技能士の確認について（静清処理区高部地区下水道築造その2工事）

監督員は、有資格技能士の資格の写しを提出させ、これにより作業内容を確認するようにされたい。

(4) 現場施工状況に関する事項

ア アルカリ骨材反応の無害判定試験について（西高町桜が丘線道路改良工事）

骨材反応試験の有効期限は6ヶ月であるので、コンクリート使用段階において確認をされたい。

イ 工事施工時の苦情対応について（本通二丁目紺屋町2号線電線共同

溝設置工事、葵区東配水管布設替工事)

振動・騒音等に対する苦情が発生すると思われる場合には、それらの数値を測定して定量的管理を行い記録として残し、苦情対応に活用されたい。

また、工事の進捗状況等を周辺住民に周知させることにより更なる理解が得られる面もあるので検討されたい。

ウ 建設業法で義務付けられた標識等の掲示について（土木工事全般）

建設業法で義務付けられた標識等の掲示については、法で定められた見やすい場所への掲示だけでなく、地域住民への美観という観点にも配慮する指導をされたい。

エ 使用材料承諾を受けた材料の納品確認について（小坂川改修工事、静清処理区高部地区下水道築造その2工事）

材料が納品された場合、商社経由の納品は常に承諾された工場の材料が使用されているか伝票、写真等で整合性を確認し十分に管理されたい。

以上が、技術士からの改善、留意が望まれる主な事項であるが、さらに、総合的な意見・要望を述べると次のとおりである。

1 請負業者の倒産等に対する対応

深刻な経済不況が続くなか、建設業の倒産件数が増加している状況を踏まえて、倒産等の事態に対応することができるようにしておく必要がある。特に前払金が支払われている工事については、前払金相当分の工事が完了しているかどうかで今後の対応が大きく異なるため、出来高の把握は請負業者任せではなく、監督員自身による提出書類等を基にした出来高把握又は、請負業者の出来高報告書類に客観的なデータを記載させるなどの方策を講じリスクの軽減を図られたい。

2 安全対策の確保

公共工事を実施するにあたり安全な環境を確保することは、人命の尊重という側面ばかりでなく、質の高い工事の施工、工事施工箇所の近隣住民の工事に対する理解にもつながることから、設計、施工の段階からの監督員のチェック体制の見直し、作業員に対する教育を含めた現場管理体制の指導はもちろんのこと、建物等の維持管理における安全性の確保に至るま

で考慮した安全管理体制を確保するよう要望する。

また、公共工事における事故は、労働安全衛生法等の法令違反を原因として発生することが多いため、監督員は安全対策のための法令等について理解を深めるとともに、施工計画書等において、法令及び仕様書の遵守を記載させる等請負業者に対する指導を徹底されたい。

3 人材育成、技術レベルの向上

市の建設工事の質を高めるためには、専門職としての人材育成、技術レベルの向上を図る必要があるので、若手職員の資格取得、団塊の世代の一斉退職に対応する技術の継承等を行うことにより、政令指定都市にふさわしい人材育成及び技術レベルの向上に努められたい。特に資格取得は、請負業者に対しより適切な指導を行うという面からも重要であるため、職員への啓発、職場としてのサポート体制などに努められたい。

4 まとめ

現行法令、要綱、方針や工事施工箇所の現状に基づいて工事の計画や設計を行うことは当然であるが、法令改正、要綱や方針の変更、現在建設中の公共施設や商業施設等の完成等に伴って工事施工箇所を取り巻く状況は変化する。国土交通省をはじめとする関係省庁の動向、工事施工箇所の将来的な動向を見据えた計画や設計を行い、将来的な変化に耐え得る公共施設の建設に努められたい。

また、委嘱工事においても、公共施設建設におけるコンセプトを十分に理解して対応するように努められたい。

(別 表)

監査工事対象工事概要 (建築)

(単位:千円)

番号	工事名	工事場所	工事概要	契約金額	工事期間	担当課
1	大河内生涯学習交流館建築工事	葵区平野地内	【建築工事】 敷地面積： 1,925.56m ² 構造・規模： 鉄骨造 平屋建 建築面積： 587.16m ² 延床面積： 499.41m ² 基礎：直接基礎 屋根：カラー溶融 アルミ亜鉛合金 メッキ鋼板葺き 外壁：押出中空 セメント板のうえ、 外装薄付仕上塗材E 主要室：風除室、ホール、 多目的ホール、集会室、 調理実習室、和室、事務室、 市民サービスコーナー、 便所(多目的・男子・女子)、 湯沸室、更衣室、倉庫 外構工事：連絡所倉庫、 透水性アスファルト舗装、 側溝、境界ブロック敷等	89,250	平成20年7月25日 ～ 平成21年1月20日	都 市 局 建 築 部 公 共 建 築 課
			【電気工事】 ・ 低圧幹線工事 ・ 電灯工事 ・ 動力工事 ・ 自家発電工事 ・ 電話工事 ・ 放送工事 ・ テレビ共聴工事 ・ トイレ呼出工事 ・ 機械警備用配管工事 ・ 情報用配管工事 ・ 火災報知工事	24,150	平成20年8月8日 ～ 平成21年1月20日	都 市 局 建 築 部 設 備 課
			【衛生工事】 ・ さく井工事 ・ 給水工事 ・ 給湯工事 ・ 排水通気工事 ・ 屋外排水工事 ・ 衛生器具工事	11,707	平成20年8月8日 ～ 平成21年1月20日	都 市 局 建 築 部 設 備 課
			【空調工事】 ・ 冷暖房機器工事 ・ 冷暖房配管工事 ・ 換気工事	9,849	平成20年8月8日 ～ 平成21年1月20日	都 市 局 建 築 部 設 備 課
			【合併処理施設工事】 合併処理浄化槽設置 40人槽 (8.0m ³ /日) 放水水質 20ppm	4,063	平成20年8月28日 ～ 平成21年1月20日	都 市 局 建 築 部 設 備 課

2	(仮称) 美和地区 複合施設 建築工事	葵 区 安 倍 口 団地地内	<p>【建築工事】 敷地面積： 2,417.20㎡ 構造・規模： 鉄骨造2階建 建築面積： 992.87㎡ 延床面積： 1,669.57㎡ 基礎：直接基礎 屋根： カラー溶融 アルミ亜鉛合金 メッキ鋼板縦葺き 断熱露出シート防水 外壁： カラー溶融 アルミ亜鉛合金 メッキ鋼板横張り 押出中空 セメント板縦張り 主要室： 1階 玄関・ホール、 図書室、事務室、 市民サービス事務室、 地域事務室、会議室、 休憩室、便所（多目的・ 男子・女子）等 2階 集会室、会議室、 料理教室、和室、 便所（多目的・男子・ 女子）等 外構工事：駐車場、 自転車置場、 フェンス、植栽等</p> <p>【電気工事】 ・受変電工事 ・低圧幹線工事 ・電灯工事 ・動力工事 ・電話工事 ・情報配管工事 ・放送工事 ・監視カメラ工事 ・テレビ共聴工事 ・トイレ呼出工事 ・入場者自動計測工事 ・インターホン工事 ・機械警備用配管工事 ・火災報知工事 ・防火戸制御工事</p> <p>【衛生工事】 ・屋外給水工事 ・給水工事 ・給湯工事 ・排水通気工事 ・屋外排水工事 ・衛生器具工事</p> <p>【空調工事】 ・冷暖房機器工事</p>	264,600	平成20年 7 月 4 日 ～ 平成21年 5 月 15 日	都 市 局 建 築 部 公 共 建 築 課
				48,300	平成20年 7 月 18 日 ～ 平成21年 5 月 15 日	都 市 局 建 築 部 設 備 課
				18,585	平成20年 7 月 23 日 ～ 平成21年 5 月 15 日	都 市 局 建 築 部 設 備 課
				38,220	平成20年 7 月 23 日 ～	都 市 局 建 築 部

			<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房ダクト配管工事 ・換気機器工事 ・換気ダクト工事 ・制御配線工事 		平成21年 5 月 15 日	設 備 課
			<p>【昇降機工事】</p> <p>機械室レス 乗用昇降機 1 基 定員 13 名 (積載荷重 900kg) 停止階 1, 2 階 (2 箇所) 速度 4.5m/分</p>	9,765	平成20年 7 月 17 日 ～ 平成21年 5 月 15 日	都 市 局 建 築 部 設 備 課
3	上土保育園耐震補強工事	葵 区 古 庄 四 丁 目 地 内	<p>【耐震補強工事】</p> <p>敷地面積： 1,627.72㎡ 構造・規模： 鉄筋コンクリート造 2階建 建築面積：553.69㎡ 延床面積：958.58㎡ 基礎：杭基礎</p> <p>耐震補強工事</p> <p>鉄骨ブレース補強 3 箇所 鉄骨柱補強 4 箇所 RC外壁一部撤去 のうえ、 金属製サンドイッチ パネル張り 屋上：既存シリンダー コンクリート撤去 のうえ、 改質アスファルト防水</p> <p>改修工事</p> <p>便所改修 玄関改修 廊下・ホールの 床・壁塗替え</p>	43,785	平成20年 7 月 4 日 ～ 平成21年 3 月 5 日	都 市 局 建 築 部 公 共 建 築 課 設 備 課
			<p>【衛生等工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水工事 ステンレス製 受水槽4.5m設置、 加圧給水ポンプ設置、 給水配管改修 ・排水工事 1 階トイレ改修、 2 階トイレ改修、 雨水排水切りまわし ・衛生器具工事 洋風便器 1 組、 洗浄便座 1 組、 幼児用腰掛便器 4 組、 紙巻器 5 個 ・空調工事 パッケージ エアコン設置 2 台 (1 階保育室、 	8,799	平成20年 7 月 18 日 ～ 平成21年 3 月 5 日	都 市 局 建 築 部 設 備 課

4	清水駅西口 自転車等 駐車場 (A棟) 建築工事	清水区 辻一丁目 地内	<p>2階遊戯室) エアコン冷媒・ ドレン配管 ・撤去工事 衛生器具、配管、 空調機撤去</p> <p>【建築工事】 自転車等駐車場 敷地面積： 873.75㎡ 構造・規模： 鉄骨造3階建 建築面積： 576.83㎡ 延床面積： 1,716.45㎡ 基礎：杭基礎 (プレボーリング 拡大根固め工法) 屋根： 合成高分子系 シート防水 外壁：押出成型 セメント版 (塗装品) 駐車台数： 1階 236台、 2階 347台、 3階 336台 計 919台</p> <p>管理人室 構造・規模：鉄骨造平屋建 建築面積：14.58㎡ 延床面積：14.58㎡ 基礎：直接基礎 屋根： 合成高分子系シート防水 外壁：アルミ亜鉛合金 メッキ鋼板</p> <p>【電気工事】 ・低圧幹線工事 ・電灯工事 ・動力工事 ・電話工事 ・非常警報・機械警備用 配管工事 ・監視カメラ工事 ・火災報知・ 防火戸制御工事</p>	223,020	平成20年7月18日 ゝ 平成21年2月27日	都 市 局 建 築 部 公 共 建 築 課
5	(仮称) 治水資料館 建築工事	駿河区 大谷地内	<p>【建築工事】 敷地面積： 798.80㎡ 構造・規模： 鉄筋コンクリート造 2階建 建築面積： 227.04㎡ 延床面積： 336.44㎡</p>	79,800	平成20年7月25日 ゝ 平成21年2月13日	都 市 局 建 築 部 公 共 建 築 課

		基礎：杭基礎 屋根： カラーステンレス板 曲面葺き 外壁： コンクリート打放し タイル張り 主要室： 前室、導入ゾーン、 常設展示学習室、 事務室、 便所（多目的・男子・女子）、 機械室、会議室、倉庫 外構工事：植栽、 ネットフェンス			
		【電気工事】 ・低圧幹線工事 ・電灯工事 ・動力工事 ・電話工事 ・テレビ共聴工事 ・トイレ呼出工事 ・情報用配管工事 ・非常警報工事	6,300	平成20年 7 月 31 日 〃 平成21年 2 月 27 日	都 市 局 建 築 部 設 備 課
		【空調工事】 ・冷暖房機器工事 ・冷暖房ダクト工事 ・冷暖房配管配線工事 ・換気機器工事 ・換気ダクト工事	11,445	平成20年 8 月 8 日 〃 平成21年 2 月 27 日	都 市 局 建 築 部 設 備 課
		【昇降機工事】 機械室レス 乗用昇降機 1 基 定員 9 名 （積載量 6 0 0 kg） 停止階 1、2 階 （2 箇所） 速度 4 5 m/分	9,429	平成20年 7 月 31 日 〃 平成21年 2 月 27 日	都 市 局 建 築 部 設 備 課
		【合併処理施設工事】 ・躯体工事 ・機器工事 ・配管配線工事 合併処理浄化槽 3 0 人槽 （6. 0m ³ /日） 放流水質 2 0 ppm	6,300	平成20年 8 月 8 日 〃 平成21年 2 月 27 日	都 市 局 建 築 部 設 備 課
		【衛生工事】 ・屋外給水工事 ・給水工事 ・排水通気工事 ・屋外排水工事 ・衛生器具工事	4,200	平成20年 8 月 28 日 〃 平成21年 2 月 27 日	都 市 局 建 築 部 設 備 課

監査工事対象工事概要 (土木)

(単位:千円)

番号	工事名	工事場所	工事概要	契約金額	工事期間	担当課
6	登呂遺跡 再整備工事	駿河区 登呂五丁目 地内	施工面積 12,300㎡ 舗装工 2,260㎡ 敷均工 320㎡ 法面整形工 110㎡ 厚層基材吹付工 500㎡	14,633	平成20年7月18日 ～ 平成21年3月16日	都市局 都市計画部 公園整備課
7	油山処理区 管路施設 その1工事	葵区 油山地内	管路工事延長 L=814.95m 管路工 VUφ150 L=784.40m マンホール工 1号 25箇所 塩ビ 15箇所 取付管工 公共樹 13箇所 舗装復旧工 As舗装 1469.6㎡	27,426	平成20年8月1日 ～ 平成20年12月19日	経済局 農林水産部 農地整備課
8	小坂川 改修工事	駿河区 小坂地内	工事延長 49.0m ボックス カルバート工 (4,200×2,000) 36.0m 道路側溝工 49.4m 集水柵工 3箇所 舗装工 303㎡	53,109	平成20年7月18日 ～ 平成20年12月15日	建設局 土木部 河川課
9	本通二丁目 紺屋町 2号線 電線共同溝 設置工事	葵区 本通二丁目 外3地内	工事延長 149.6m 道路幅員 8.0m ・土工一式 (床掘330㎡, 埋戻し改良工200㎡, 再生砂90㎡) ・構造物取壊し工 (舗装版破碎 t=3cm-190㎡, t=4cm-72㎡) ・管路部設置工 155m (管路部設置工 A3=34m, A3曲線部12m, A3地上機器部3m, A6=32m, A6曲線部14m, A6地上機器部3m, A6低圧分岐柵2m,	66,045	平成20年7月18日 ～ 平成21年3月16日	建設局 道路部 道路保全課

			<p>A7E=15m, AT=12m, C=33m, D1=3m, D1曲線部8m, 防護板 900*600*10=152m, 450*900*10=18m)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊部設置工 8箇所 (特殊部継壁工 TC3= 1箇所, TC4- 3連= 4箇所, TC4- 4連= 1箇所, 低圧分岐柵 1箇所, 開閉器 Aタイプ= 1箇所, Bタイプ= 1箇所, 特殊部継壁工 KC-A3-1= 3箇所 KC-A3-2= 2箇所, KC-A3A-1= 1箇所, KC-A3A-2= 1箇所, KC-A6-1= 2箇所, KC-A6=2= 2箇所, KC-T-2= 1箇所, 端版ブロック A1= 1箇所, A2= 1箇所, B1= 1箇所, B2= 1箇所) ・街路灯基礎工 A= 4基, 単独照明柱 基礎設置工 5基, 照明灯用 管路布設工 115m, 分電盤 基礎設置工 1基 			
10	(国) 362号 (大原工区) 道路改良 工 事 ((仮称) 大原第 1 トンネル)	葵 区 大原地内	<p>工事延長 434. 0m 道路幅員 10. 75m トンネル工 (NATM) 434. 0m</p>	867, 510	平成20年 2月22日 ゝ 平成21年 3月13日	建 設 局 道 路 部 道路整備第 1課
	(国) 362号 トンネル 発生土処分 付帯工事	葵 区 大原外 3 地 内	<p>1号箇所 ・工事延長 74. 9m ・擁壁工 75m 2号箇所 ・工事延長 60. 5m ・擁壁工 61m ・床版工 1式 ・付属施設 1式 ・舗装工 23㎡ 3号箇所 ・工事延長 148. 4m ・擁壁工</p>	62, 160	平成20年 8月14日 ゝ 平成21年 1月26日	建 設 局 道 路 部 道路整備第 1課

11	西 高 町 桜が丘町線 道路改良 工 事	清 水 区 春日二丁目 外 2 地 内	1 4 8 m 4号箇所 ・工事延長 2 5 7 . 0 m ・擁壁工 2 5 6 m 5号箇所 ・工事延長 8 6 . 8 m ・擁壁工 8 5 m 6号箇所 ・工事延長 8 4 . 4 m ・擁壁工 8 6 m 工事延長 1 9 4 . 4 m 道路幅員 8 . 0 0 m 土工 ・人力掘削 (床掘) ・人力埋戻 ・人力積込 ・運搬・処分 3 m ³ 排水工 (A)側溝蓋設置工 (幅300用 3種) 3 0 9 m (B)側溝蓋設置工 (幅300用 3種 管理孔付) 3 4 m 側溝補強工 (片壁) 3 4 4 m 舗装工 ・不陸整正工 粒調碎石 (M-30) 2m ³ /100m ² 1 3 2 0 m ² ・上層路盤工 粒調碎石 (M-30)t=10cm 1 3 2 0 m ² ・表層工 再生密粒度 As(13)溶融スラグ入 t=5cm 1 3 2 0 m ² 区画線工 一式	14,280	平成20年 7 月 24 日 ˆ 平成20年12月19日	建 設 局 道 路 部 道 路 整 備 第 3 課
12	葵 区 東 配 水 管 布 設 替 工 事	葵 区 東 地 内	鑄鉄管布設工 Φ 1 5 0 m m 3 7 8 . 3 m 鑄鉄管布設工 Φ 1 0 0 m m 4 8 . 4 m 鑄鉄管布設工 Φ 7 5 m m 1 2 . 7 m 仕切弁設置工 Φ 1 5 0 m m 7 基	25,179	平成20年 8 月 15 日 ˆ 平成21年 2 月 2 日	上 下 水 道 局 水 道 部 水 道 建 設 課

13	静清処理区 高部地区 下水道築造 その2工事	清水区 蜂ヶ谷南町 外4地内	仕切弁設置工 Φ100mm 3基 仕切弁設置工 Φ75mm 2基 消火栓設置工 単口空気弁付 3基 給水切替工 20箇所 下水道延長 L=1092.50m 管きょ延長 L=1060.70m ・管きょ工（開削工法） VU200mm L=1092.70m （1060.70m） ・マンホール工 1号マンホール 4箇所 楯円マンホール 30箇所 小型マンホール 4箇所 ・取付及びます工 111箇所 ・付帯工 一式	70,944	平成20年8月15日 ～ 平成21年2月16日	上下水道局 下水道部 下水道建設課
----	---------------------------------	----------------------	--	--------	-------------------------------	-------------------------

静岡市監査公表第9号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を行なった結果は、次のとおりである。
同条第9項の規定により、これを公表する。

平成21年1月30日

静岡市監査委員 海 野 洋
同 戸 谷 雄 一
同 田 形 清 信
同 片 平 博 文

記

監査の種別 指定管理者に対する監査
監査の対象 静岡市城北運動場及び静岡市有度山総合公園運動施設
所管部局 生活文化局文化スポーツ部スポーツ振興課
指定管理者 株式会社協栄静岡支店
監査の範囲 平成19年度中における所管部局の指定管理に係る事務の執行及び指定管理者が行う施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況に主眼を置き実施した。

監査の方法	予備監査（監査委員事務局職員による関係書類等の監査） 本 監 査（説明聴取、質疑、現地調査）
監査の期間	平成20年10月20日から平成20年12月10日まで
監査の結果	監査対象の事業は指定管理者制度の目的及び条例における設置の目的に沿って執行されており、所管部局の事務の執行及び指定管理者が行う施設の管理に係る出納その他の事務の執行はおおむね適正に処理されているものと認められた。

(注) 1 報告書の数値は、次のとおり表示もしくは算出しているため、差額、合計等が一致しない場合がある。

- (1) 表の金額は原則として千円単位で表示し、単位未満は切り捨てである。
- (2) 比率（％）は小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。

静岡市城北運動場及び静岡市有度山総合公園運動施設

1 所管部局関係

(1) 監査対象施設の概要

静岡市城北運動場（以下「城北運動場」という。）及び静岡市有度山総合公園運動施設（以下「有度山公園施設」という。）は、市民の体育の振興及びレクリエーションの増進を図ることを目的として、城北運動場は、昭和58年3月から供用開始され、テニスコート（6面）、クラブハウス（更衣室・会議室）、相撲場、運動広場（ゲートボール場4面）及び駐車場等を設置、有度山公園施設は、平成15年5月から供用開始され、テニスコート（10面）、ターゲットバードゴルフ（9ホール）、グラウンドゴルフ（9ホール）、クラブハウス（更衣室・会議室）及び駐車場等を設置している。

指定管理の方法は公募方式により、協栄ビルメンテナンス株式会社静岡支店（以下「協栄」という。）を指定していた。

なお、協栄ビルメンテナンス株式会社は、平成20年6月4日付けで、株式会社協栄に商号変更の手続きが執られていた。

(2) 指定管理の業務内容

指定管理者は、城北運動場における施設の提供、スポーツに係る教室の企画運営、運動場の利用の許可、施設及び設備の維持管理に関すること並びに有度山公園施設における公園施設としての事業、施設利用許可、施設及び設備の維持管理、その他市長が必要があると認める業務等を業務内容としている。

(3) 指定管理対象施設に係る条例等の名称

静岡市城北運動場条例（以下「城北運動場条例」という。）

静岡市有度山総合公園運動施設条例（以下「有度山公園施設条例」という。）

静岡市城北運動場条例施行規則（以下「城北運動場規則」という。）

静岡市有度山総合公園運動施設条例施行規則（以下「有度山公園施設規則」という。）

(4) 所管部局の監査内容について

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、条例において法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるよう定めていた。

イ 指定管理者の指定は、公募により申請のあった1法人について、書類審査、プレゼンテーション等総合的な評価から協栄を候補に決定し、静岡市指定管理者選定委員会において協栄を指定管理者として選定し、平成18年2月議会の議決を受け、指定管理者に指定していた。

なお、指定期間は平成18年4月1日から平成23年3月31日までとなっており、議決後、指定の公告を行っていた。

ウ 指定の議決を受け、それぞれ規則に基づき平成18年4月1日付けで協栄と城北運

動場及び有度山公園施設の管理に係る平成18年度の協定を、平成19年4月1日付けで平成19年度の協定を締結していた。

エ 協定書には、事業計画に関する事項、協定の期間に関する事項、管理費用に関する事項、経費の支払に関する事項、事業報告に関する事項、業務の委託等の禁止に関する事項、帳簿等の保存に関する事項、管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項及び情報公開に関する事項等が記載されており、また、指定管理者公募時における募集要項には指定管理者が行う業務、指定管理料の経費項目、経費の負担区分等が記載されていたが、一部修繕料の負担区分について、明確な規定がなく課題事項となっており、今後負担区分の明確化について検討を要するものとなっていた。

なお、協定書等の内容に、城北運動場条例及び有度山公園施設条例で定められた管理の範囲を超えるものは見られず、また、協定の改定は行われていなかった。

オ 管理費用は費目ごとの積算表に基づき算定され、協定書の規定に基づき毎月ごとに前金払いとして適正に支出されていた。

カ 有度山公園施設条例第3条第3項で規定するテニスコート及びターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場の供用時間の変更に係る市長の承認については、指定管理者から提出された優先使用計画書に基づき承認をしていたが、事業決裁による事務手続きが執られていなかった。

キ 指定管理者からの事業報告書は、協定書の規定により協定期間終了後30日以内に提出し、その日から10日以内に検査を行うこととなっており、平成20年4月30日付けで提出され、同日付けで受付後供覧処理し、検査結果報告書の検査結果は良好となっていたが、申請書、募集要項及び事業計画書において実施を掲げながら未実施の事業が一部見受けられた。

また、事業報告書等から指定管理者の評価審査を所管課内で実施していた。

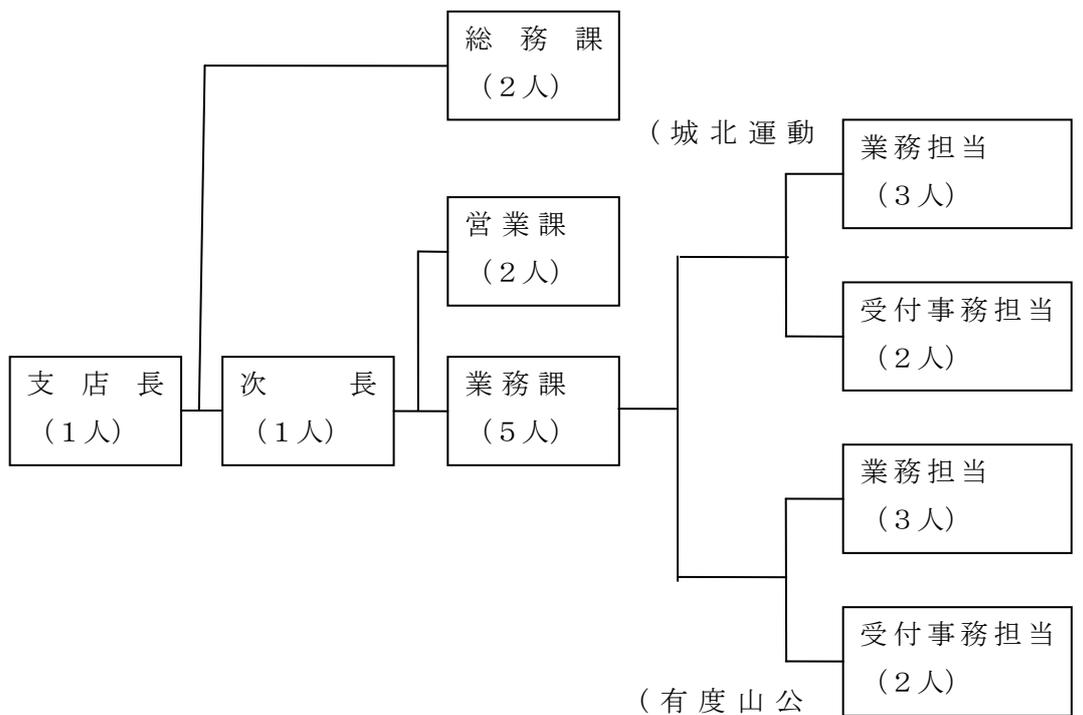
ク 指定管理者への指導等については、毎週来庁時及び月例報告時に口頭による指導、助言及び意見交換を適宜実施していた。指定管理者から毎月「月次報告書」が提出され、施設の状況を把握していたが、必要に応じて適宜行っていた指導等についての記録は作成されていなかった。また、月次報告書の数値に一部誤り等が見受けられた。

2 指定管理者関係

(1) 組織（平成20年 3 月31日現在）

ア 支店長 1 人、次長 1 人、総務課 2 人、業務課 5 人、営業課 2 人

イ 城北運動場職員 5 人及び有度山公園施設職員 5 人



(2) 事業の執行状況

指定管理者は、協定に基づき城北運動場及び有度山公園施設の管理業務を実施していた。

ア 城北運動場は、12月29日から翌年の1月3日までが休場日で、開場時間は、テニス場及びクラブハウス（更衣室）が午前9時から午後4時（時期により午後7時）まで、相撲場及び運動広場が午前9時から午後5時まで、クラブハウス（会議室）が午前9時から午後9時までであった。

有度山公園施設は、テニスコートにあつては12月29日から翌年の1月3日までが休場日で、供用時間は午前9時から午後4時（時期により午後7時）まで、ゴルフ場にあつては月曜日及び12月29日から翌年の1月3日までが休場日で、供用時間は午前9時から午後5時までであった。

イ 城北運動場及び有度山公園施設の利用状況は次のとおりである。

(ア) 城北運動場

利用者人数

(単位 人)

月	テニス	会議室	相撲	シャワー	運動場	合計
4月	3,589	406	0	0	109	4,104
5月	3,622	224	100	0	298	4,244
6月	3,830	312	90	2	254	4,488
7月	3,605	263	0	0	408	4,276
8月	4,043	370	0	1	610	5,024
9月	3,353	221	90	0	396	4,060
10月	3,759	368	0	1	543	4,671
11月	3,747	416	0	0	245	4,408
12月	3,217	478	0	0	360	4,055
1月	3,226	210	0	0	185	3,621
2月	3,636	366	0	0	271	4,273
3月	3,737	265	0	0	435	4,437
合計	43,364	3,899	280	4	4,114	51,661

領収金額

(単位 円)

月	テニス	会議室	相撲	シャワー	ロッカー	運動場	合計
4月	589,000	29,700	0	0	0	0	618,700
5月	597,000	19,800	1,220	0	0	0	618,020
6月	649,000	22,500	1,220	200	0	0	672,920
7月	616,000	19,800	0	0	0	0	635,800
8月	677,500	18,900	0	100	0	0	696,500
9月	579,000	20,700	1,220	0	0	0	600,920
10月	602,000	27,000	0	100	0	0	629,100
11月	604,000	26,100	0	0	0	0	630,100
12月	478,500	18,900	0	0	0	0	497,400
1月	470,000	16,200	0	0	0	0	486,200
2月	508,500	25,200	0	0	0	0	533,700
3月	604,000	21,600	0	0	0	0	625,600
合計	6,974,500	266,400	3,660	400	0	0	7,244,960

(イ) 有度山公園施設

利用者人数

(単位 人)

月	テニス	会議室	G G	T G	シャワー	合計
4月	7,754	69	346	0	15	8,184
5月	8,696	57	415	230	53	9,451
6月	5,437	10	270	100	55	5,872
7月	6,240	60	185	60	96	6,641
8月	15,840	52	140	110	78	16,220
9月	6,568	28	186	20	87	6,889
10月	9,402	44	322	30	26	9,824
11月	7,918	31	460	180	10	8,599
12月	5,965	43	210	90	7	6,315
1月	4,818	5	437	220	0	5,480
2月	6,764	69	166	0	10	7,009
3月	10,199	20	360	110	0	10,689
合計	95,601	488	3,497	1,150	437	101,173

領収金額

(単位 円)

月	テニス	会議室	G G	T G	シャワー	合計
4月	851,000	2,700	76,300	0	1,500	931,500
5月	920,000	7,500	68,670	30,520	5,300	1,031,990
6月	865,500	600	53,410	15,260	5,500	940,270
7月	884,500	8,100	45,780	15,260	9,600	963,240
8月	1,052,500	3,300	15,260	0	7,800	1,078,860
9月	779,000	3,000	38,150	7,630	8,700	836,480
10月	874,000	5,100	76,300	7,630	2,600	965,630
11月	844,000	3,600	101,230	55,450	1,000	1,005,280
12月	754,500	2,700	53,410	22,890	700	834,200
1月	576,500	600	91,560	22,890	0	691,550
2月	685,500	4,800	45,780	7,630	1,000	744,710
3月	920,000	3,600	61,040	30,520	0	1,015,160
合計	10,007,000	45,600	726,890	215,680	43,700	11,038,870

※G Gはグラウンドゴルフ、T Gはターゲットバードゴルフを示す。

ウ アンケート調査

城北運動場及び有度山公園施設の運営並びに利用者サービスの向上を目的に、アンケート調査を実施していた。

なお、アンケートにおける主な意見として、運営面にあつてはナイター営業、管理面にあつては各コートの整備などがあつた。

アンケート実施内容

名 称	実施回数	実施日	サンプル数
大会参加者アンケート	3 回	9 月 23 日	23 人（城 北）
施設利用者アンケート		10 月 12 日	31 人（城 北）
		11 月 10 日	38 人（有度山）

アンケートの調査結果

大会参加者アンケート

(単位 %)

区 分	満足	不満足
参加満足度	100.0	0.0

区 分	する	しない
次回参加	95.7	4.3

施設利用者アンケート

(単位 %)

区 分	満足	不満足	どちらともいえない
接客マナー	95.7	0.0	4.3
手続き申請方法	76.8	4.4	18.8
利用時間	81.2	5.8	13.0
施設の使いやすさ	71.0	14.5	14.5

区 分	する	しない	わからない
再利用	100.0	0.0	0.0

エ その他事業

城北運動場で健康増進を目的としたイベントとしてテニス大会を、また、有度山公園施設で新規利用者の促進のためテニス教室を実施していた。

(3) 収支の状況

管理運営に関する収支状況は、次のとおりである。

収入の部

(単位 千円・△印 減)

科 目	予算額	収入済額	差 異
静岡市委託金	29,913	29,913	0
自主事業	4,800	5,999	△1,199
物品販売	5,200	3,026	2,173
収入合計	39,913	38,939	974

(注) 静岡市委託金2,991万円には徴収事務委託91万円を含む。

支出の部

(単位 千円・△印 減)

科 目	予算額	支出済額	差 異
人件費	20,664	21,332	△668
消耗品費	1,060	807	253
水光熱費	1,848	1,583	264
修繕費	2,205	41	2,163
通信費等	199	209	△9
委託費	4,672	9,718	△5,045
使用料	630	1,080	△450
原材料費	115	85	30
自主事業費	3,150	4,221	△1,071
販売仕入	4,410	957	3,452
無料レンタルラケット等購入	1,470	0	1,470
支出合計	40,425	40,037	387

(4) 指定管理者の監査内容について

ア 平成19年度の施設の管理運営については、協定書に基づきおおむね適正に行われているものと認められた。

イ 指定管理業務における第三者への委託については、平成18年3月24日付け「指定管理業務の第三者への委託について」文書により指定管理者に対して通知しており、その中で、消防放送関係保守点検業務、合併処理関係保守点検業務、電気設備関係保守点検業務、建築物環境衛生業務、清掃業務、警備関係業務、芝生及び植栽管理業務、その他施設維持管理に必要な業務については、第三者に委託することができる業務として指定しており、第三者に委託した場合は様式1により報告すること、また、上記以外のその他の業務について委託をする場合は、様式2により事前に市の承認を受けることになっており、9委託業務がいずれも2者見積りのうえ契約締

結し、様式1により報告されていた。

なお、市の承認を必要とする委託業務はなかった。

ウ 個人情報の保護に関する事項は、個人情報保護方針、個人情報管理実施規則、個人情報管理説明書等を作成するとともに、協定書の個人情報の保護に関する取扱仕様書4に基づき個人情報管理責任者を定めていた。

また、個人情報取扱業務マニュアルを作成し、職員への周知徹底を図っていた。

エ 職員への研修として、さわやか対応マニュアル、公共サービス窓口における配慮マニュアル、受付マニュアルを使用し、新任者研修、定期研修、専門研修を実施し周知徹底を図っていた。

オ その他施設の安全管理面では、震災対策マニュアル、応急対策マニュアル、防災訓練実施計画書を作成し、城北運動場、有度山公園施設それぞれに防災訓練を年1回実施していた。また、防火管理者もそれぞれに選任されていた。

カ 有度山公園施設条例第3条第3項に規定するテニスコート及びターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場の供用時間の変更に係る市長の承認については、優先使用計画書の提出をもって替えていた。

キ 事業報告書は、協定書の規定どおり提出されていた。

ク 城北運動場及び有度山公園施設は、利用料金制を採用していなかった。

ケ 申請書の事業計画において地域や他施設との連携等の計画として示された運営協議会、施設管理委員会が設立されていなかった。また、身体障害者に対する地元ボランティア・協会との連携によるスポーツ参加機会の提供もなかったが、地域コミュニティとの連携と協働による地域経済活性化及び公平・公正なサービス提供の面からもこれらの設立及び提供は重要と思われる。

コ 施設の利用促進面としては、城北運動場で実施していなかったテニス大会、有度山公園施設でテニス教室を実施していたほか、新聞折込チラシによるPRの実施及び各施設ごとにアンケート調査を計3回実施し、利用者ニーズや問題点を把握し、利用者サービス及び利用率の向上に努めていた。

また、事務所カウンターにアンケート箱を設置していた。

なお、事業計画書で示すウェブブログ等を活用した静岡市地域情報サイトとの連携については未実施となっており、早急な対応が必要と思われる。

サ 経費の節減及び環境への配慮として、節電、コピー用紙の裏面利用及び両面印刷の徹底や外出時の自動車の未利用等に努めていた。

シ 帳票類は簿冊、月次区分ごとに整理、管理されており、確認は可能な状況であった。

なお、協定書において帳票類の保存は10年間と規定されているが、指定管理者側において定めた帳簿保存期間について10年未満のものもあることから、その保存については留意されたい。

ス 収入については、自主事業等に係る売上一覧表、月次残高試算表及び預金通帳との照合、また、支出については、請求書、支払連絡表、振込書、領収書、月次残高試算表、予算書、決算実績表等から抽出照合した結果、すべて金額は一致し適正に処理されていた。

セ 利用許可の料金収納について、別途徴収事務委託契約をしていたが、料金の未収、不納欠損はなかった。徴収された利用料金は、適正に保管され、原則として翌日に指定金融機関に払い込まれていたが、一部翌日以降に払い込まれていたものが見受けられた。

また、施設利用許可申請書、同許可書、出納金受払簿、出納金報告書、払込書（領収証書）、月次利用状況報告書をそれぞれ抽出し、照合した結果一致するものと認められた。

ソ 協定期間内の通帳を精査したが、特に不明な収入などは見当たらなかった。

タ 施設の転貸等は、特にその事実は認められなかった。

3 書類の整備状況

審査した帳票簿冊のうち主なものは次のとおりである。

(1) 所管部局

簿冊名：城北運動場・有度山公園施設条例改正関係資料、指定管理者制度導入関係資料、指定管理者募集要項、指定管理者業務仕様書、指定管理者指定申請書、指定管理者候補者決定関係資料、指定管理者指定関係資料、協定書、使用料徴収事務委託契約書、指定管理業務第三者委託関係資料、事業報告書、管理業務報告書、行政財産の目的外使用許可関係資料、備品台帳・備品管理簿、防災訓練実施報告書、使用料減免関係資料、施設保全概要書、年度評価シート

(2) 指定管理者

簿冊名：事業報告書、管理業務報告書、指定管理者指定申請書、保守管理業務関係資料、使用料徴収事務委託資料、行政財産の目的外使用許可関係資料、各賠償責任保険証明書、予算書、決算書、月次残高試算表、出納金報告書、出納金受払簿、売上一覧表、領収書、請求書、支払連絡表、預金通帳、テニス教室資料、自主事業計画、使用許可申請書、優先使用申請書、会議室予約簿・利用簿、使用料減免関係資料、管理業務日誌等諸帳簿、日常点検関係資料、物品購入等関係資料、施設案内関係資料、就業規則、賃金規定、労働契約書、従業員資料、人員配置表、出勤簿、休暇簿、健康診断措置関係資料、個人情報保護関係資料、職員研修関係資料、防災訓練関係資料、安全推進員選任関係資料

4 要望・意見

(1) 指定管理者

城北運動場及び有度山公園施設の設置目的である市民の体育の振興、レクリエーションの増進とともに利用者が安全・快適に施設を利用できるよう努めており、おおむね適正に施設の管理が行われていたが、事業計画等において実施を掲げながら未実施の事業が見受けられたので、所管課と協議のうえ、計画の実施や見直しを検討するとともに、平成21年度事業計画については、遺漏なく実施するよう努められたい。

特に、施設の適正かつ効率的な運営及び利用者のニーズを把握するために有効と思われる運営協議会及び施設管理委員会については、早急に設立に向け検討されたい。

また、施設のうち、有度山公園施設は平成15年5月から供用開始された比較的新しい施設とはいえその認知度は決して高くないが、運動施設のほか公園施設としての役割もあり、より一層のPRを図り、多くの市民が利用する施設となるよう要望する。

(2) 所管部局

指定管理者制度の目的は、適正かつ効率的な事業実施により従前の直接管理よりも安価なコストで市民サービスの向上と充実を期待することであるが、一方、指定管理者が有するノウハウを活用し、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応し、行政施策の目的の遂行を図るためでもある。

そのため所管課においては、指定管理者は決められた通りのサービスを提供するだけでなく、利用者の声を適切に所管課へ報告することが求められることを認識させ、また市民ニーズの対応にあたっては指定管理者の意思を十分尊重し、アドバイスや技術的援助を行ないながら、指定管理者の持つ事業ノウハウ、企画力及び提案力を最大限に引き出し活用し、施設の設置目的の達成に努めるとともに併せて事業計画書の精査と内容の検証について適時、適切に実施するよう要望する。

最後に、指定管理者への要望・意見においても述べたとおり、有度山公園施設における市民の認知度は決して高くはない。有度山公園施設は、市内の郊外に位置しており、公共交通機関の利用よりも車による利用が多いと思われるので、施設への案内・誘導等のサインの設置を早急に検討され、多くの市民に親しまれ利用される施設となるよう要望する。